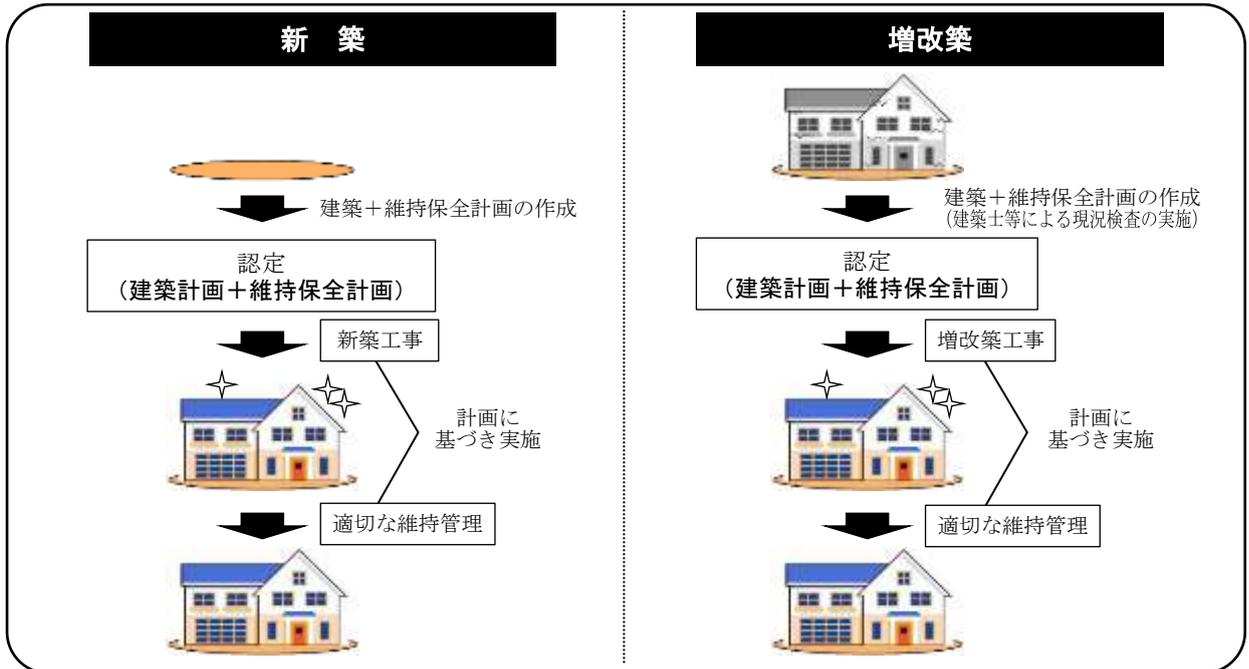


高山市手数料条例の一部を改正する条例の概要について

1. 長期優良住宅の新たな認定制度の創設

建築行為（新築、増築又は改築）を伴わない既存住宅においても長期優良住宅の認定を受けられる制度が法令の改正により創設された。

従来の認定対象



※増改築とは、既存住宅を長期使用構造等の基準に適合させる工事（断熱改修等）をいう。



今回新設する認定対象



## 2. 審査手数料の追加

長期優良住宅維持保全計画認定手数料（(40)の5の3の部）を新設する。

（金額の（ ）は変更認定手数料）

戸数		1件あたりの手数料（円）			
		確認書等 <sup>(※)</sup> を添付する場合		その他の場合 (確認書等の添付なし)	
一戸建て住宅		20,000	(10,000)	72,000	(36,000)
一戸建て住宅以外の住宅	5戸以下	35,000	(17,500)	162,000	(81,000)
	6戸以上10戸以下	56,000	(28,000)	255,000	(127,500)
	11戸以上25戸以下	92,000	(46,000)	499,000	(249,500)
	26戸以上50戸以下	146,000	(73,000)	888,000	(444,000)
	51戸以上100戸以下	221,000	(110,500)	1,522,000	(761,000)
	101戸以上200戸以下	374,000	(187,000)	2,811,000	(1,405,500)
	201戸以上300戸以下	472,000	(236,000)	4,013,000	(2,006,500)
301戸以上	536,000	(268,000)	4,915,000	(2,457,500)	

※確認書等：登録住宅性能評価機関が住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることを証した確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し

## 3. 施行期日

令和4年10月1日